



福島医発第 321 号 (地)

平成 26 年 4 月 30 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

薬剤師法施行規則の一部を改正する省令の施行について

標記の件につきまして、厚生労働省医薬食品局長より日本医師会を通して別紙のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

薬剤師は、災害の場合など厚生労働省令で定める特別の事情がある場合を除き、原則として、薬局以外の場所で販売・授与の目的で調剤してはならないこととされていましたが、今般、現在の在宅での薬剤師の業務の実情を踏まえ、厚生労働省「チーム医療推進会議」（藤川謙二常任理事が構成員として参画）における審議を経て、下記のとおり薬剤師法施行規則の一部が改正されました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員にご周知方よろしくお願いいたします。

記

1 患者の居宅等において薬剤師が行うことのできる調剤の業務

(1) 薬剤師が、患者の居宅等において処方医が交付した処方箋に基づき、当該居宅等において薬剤師が行うことができる調剤の業務について、処方医への疑義照会に加え、以下の業務を行えることとした（改正省令による改正後の規則（以下「新規則」という。）第 13 条の 2 関係）。

- ・ 薬剤師が、処方医の同意を得て、当該処方箋に記載された医薬品の数量を減らして調剤する業務（調剤された薬剤の全部若しくは一部が不潔になり、若しくは変質若しくは変敗するおそれ、調剤された薬剤に異物が混入し、若しくは付着するおそれ又は調剤された薬剤が病原微生物その他疾病の原因となるものに汚染されるおそれがない場合に限る。）

(2) また、患者が負傷等により寝たきりの状態にあり、又は歩行が困難である場合、患者又は現にその看護に当たっている者が運搬することが困難な者が処方された場合その他これらに準ずる場合についても、薬剤師が、その者の居宅等を訪問

して、同様の業務を行えることとした（新規則第13条の3第2号関係）。

- (3) 薬剤師は、(1) 及び (2) の業務に当たっては、患者の居宅等に飲み残された薬剤等が引き続き適正に使用できるものであることを確認した上で、実施する必要がある。
- (4) 薬剤師が患者の居宅等において、以下に掲げる業務を行うことは、従前のとおり、差し支えない。
 - ① 処方箋を受領すること
 - ② 処方箋が偽造でないこと又はファクシミリ等で電送された消泡内容に基づいて薬剤の調製等を行った際に処方箋がファクシミリ等で電送されたものと同一であることを確認すること
 - ③ 薬剤を交付すること
- (5) 調剤の業務のうち、薬剤の計量、粉碎、混合等の調剤行為は、従前のとおり、薬局において行う必要がある。

2 調剤の場所の特例に関する特別の事情（新規則第13条の3関係）

- (1) これまで、法第22条ただし書きの厚生労働省令で定める特別の事情として、「災害により薬剤師が薬局において調剤することができない場合」を規程していたが、これを「災害その他特殊の事由により薬剤師が薬局において調剤することができない場合」に改めた。
- (2) ここでいう「特殊な事由」とは、患者の状態が居宅等で急変した場合など特に緊急の場合であって、その者を救命するためには、当該居宅等において新規則第13条の2に基づき、薬剤師が患者の居宅等で行うことができる調剤の業務以外の業務を行う以外に手段がないと処方医及び調剤師が判断した場合である。

3 施行期日

改正省令は、平成26年4月1日から施行する。

日医発第 74 号 (地 I 43)

平成 26 年 4 月 16 日

都道府県医師会会長 殿

日本医師会会長

横倉 義武

薬剤師法施行規則の一部を改正する省令の施行について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医薬食品局長より各都道府県知事等に対し、「薬剤師法施行規則の一部を改正する省令の施行について」の通知が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

薬剤師は、災害の場合など厚生労働省令で定める特別の事情がある場合を除き、原則として、薬局以外の場所で販売・授与の目的で調剤してはならないこととされていきました。

本通知は、薬剤師法施行規則の一部を改正し、現在の在宅での薬剤師の業務の実情を踏まえ、薬剤師が居宅等で行うことができる調剤の業務として、患者に処方された薬剤に飲み残しがある場合等に、処方医に疑義照会した上で、患者の居宅等で調剤量を減らすことができること等の追加、及び調剤の場所の特例として「災害により薬剤師が薬局において調剤することができない場合」に加えて、患者の状態が居宅等で急変した場合などの「その他特殊の事由」が認められたことについて周知を依頼するものです。なお、今回の改正は、厚生労働省「チーム医療推進会議」(藤川謙二常任理事が構成員として参画)における審議を踏まえたものであります。

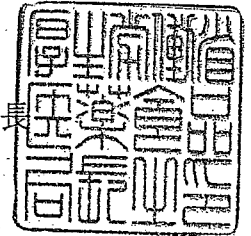
つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了解いただきますとともに、貴会管下関係機関等への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

薬食発0331第4号

平成26年3月31日

公益社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省医薬食品局長



薬剤師法施行規則の一部を改正する省令の施行について

標記について、別添写しのとおり各都道府県、保健所設置市、特別区の衛生主管部（局）長あて通知しましたので、その内容について御了知の上、貴会傘下関係者への周知方よろしく取り計らいいただきますよう、お願いいたします。



薬食発0331第3号
平成26年3月31日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医薬食品局長
(公 印 省 略)

薬剤師法施行規則の一部を改正する省令の施行について

薬剤師法施行規則の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第48号。以下「改正省令」という。）については、本日公布されましたが、その改正の趣旨等は下記のとおりですので、御了知の上、貴管下関係者へ周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

第1 改正の趣旨

薬剤師法（昭和35年法律第146号。以下「法」という。）第22条の規定及びこれに基づく薬剤師法施行規則（昭和36年厚生省令第5号。以下「規則」という。）の規定において、薬剤師は、災害の場合など厚生労働省令で定める特別の事情がある場合を除き、原則として、薬局以外の場所で販売・授与の目的で調剤してはならないこととされている。

また、その例外として、薬剤師は、医療を受ける者（以下「患者」という。）の居宅等において医師又は歯科医師が交付した処方箋に基づき調剤する場合には、処方箋中に疑わしい点があるかどうかを確認し、処方箋中に疑わしい点があるときは、その処方箋を交付した医師又は歯科医師（以下「処方医」という。）に問い合わせ、その疑わしい点を確認すること（以下「疑義照会」という。）ができることとされている。今般、現在の在宅での薬剤師の業務の実情を踏ま

え、薬剤師が居宅等で行うことができる調剤の業務として、患者に処方された薬剤に飲み残しがある場合等に、処方医に疑義照会した上で、患者の居宅等で調剤量を減らすことができることを追加する等のため、規則を改正する。

第2 改正の内容

1 患者の居宅等において薬剤師が行うことのできる調剤の業務

(1) 薬剤師が、患者の居宅等において処方医が交付した処方箋に基づき、当該居宅等において薬剤師が行うことができる調剤の業務について、処方医への疑義照会に加え、以下の業務を行えることとした(改正省令による改正後の規則(以下「新規則」という。)第13条の2関係)。

- ・ 薬剤師が、処方医の同意を得て、当該処方箋に記載された医薬品の数量を減らして調剤する業務(調剤された薬剤の全部若しくは一部が不潔になり、若しくは変質若しくは変敗するおそれ、調剤された薬剤に異物が混入し、若しくは付着するおそれ又は調剤された薬剤が病原微生物その他疾病の原因となるものに汚染されるおそれがない場合に限る。)

(2) また、患者が負傷等により寝たきりの状態にあり、又は歩行が困難である場合、患者又は現にその看護に当たっている者が運搬することが困難な物が処方された場合その他これらに準ずる場合についても、薬剤師が、その者の居宅等を訪問して、同様の業務を行えることとした(新規則第13条の3第2号関係)。

(3) 薬剤師は、(1)及び(2)の業務に当たっては、患者の居宅等に飲み残された薬剤等が引き続き適正に使用できるものであることを確認した上で、実施する必要がある。

(4) 薬剤師が患者の居宅等において、以下に掲げる業務を行うことは、従前のとおり、差し支えない。

- ① 処方箋を受領すること
- ② 処方箋が偽造でないこと又はファクシミリ等で電送された処方内容に基づいて薬剤の調製等を行った際に処方箋がファクシミリ等で電送されたものと同一であることを確認すること
- ③ 薬剤を交付すること

(5) 調剤の業務のうち、薬剤の計量、粉碎、混合等の調製行為は、従前のとおり、薬局において行う必要がある。

2 調剤の場所の特例に関する特別の事情（新規則第 13 条の 3 関係）

(1) これまで、法第 22 条ただし書きの厚生労働省令で定める特別の事情として、「災害により薬剤師が薬局において調剤することができない場合」を規定していたが、これを「災害その他特殊の事由により薬剤師が薬局において調剤することができない場合」に改めた。

(2) ここでいう「特殊の事由」とは、患者の状態が居宅等で急変した場合など特に緊急の場合であって、その者を救命するためには、当該居宅等において新規則第 13 条の 2 に基づき、薬剤師が患者の居宅等で行うことができる調剤の業務以外の調剤の業務を行う以外に手段がないと処方医及び薬剤師が判断した場合である。

3 施行期日

改正省令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

○厚生労働省令第四十八号

薬剤師法（昭和三十五年法律第四百十六号）第二十二条の規定に基づき、薬剤師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

薬剤師法施行規則の一部を改正する省令

薬剤師法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二中「薬剤師が、処方せんに疑わしい点があるかどうかを確認すること及び処方せんに疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師又は歯科医師に問い合わせて、その疑わしい点を確認めること」を「次に掲げるもの」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 薬剤師が、処方せんに疑わしい点があるかどうかを確認する業務及び処方せんに疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師又は歯科医師に問い合わせて、その疑わしい点を確認める業務
- 二 薬剤師が、処方せんを交付した医師又は歯科医師の同意を得て、当該処方せんに記載された医薬品の

数量を減らして調剤する業務（調剤された薬剤の全部若しくは一部が不潔になり、若しくは変質若しくは変敗するおそれ、調剤された薬剤に異物が混入し、若しくは付着するおそれ又は調剤された薬剤が病原微生物その他疾病の原因となるものに汚染されるおそれがない場合に限る。）

第十三条の三第一号中「災害」の下に「その他特殊の事由」を加える。

附 則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。